

広島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定によつて、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で書面によつて意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を記載の上、令和五年三月十七日までに当委員会へ提出すること。  
なお、公聴に付する事項については、次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月六日

広島海区漁業調整委員会

会長 北 田 國 一

一 開催日及び場所

開催日時	開催場所	備考
令和五年三月二二日 午後一時	福山市三吉町一丁目一― 広島県福山庁舎第三庁舎三八一・三八二会議室	東部農林水産事務所管内関係分
令和五年三月二九日 午後一時	広島市中区基町一〇―五二二 広島県庁舎本館海区漁業調整委員会委員室	西部農林水産事務所管内関係分

二 公聴に付する事項

漁業法第六十四条の規定に基づき、令和五年九月一日に免許を予定している海区漁場計画の案

画の案

1 漁業権の存続期間

共同漁業権 免許の日から令和十五年八月三十一日まで

区画漁業権 免許の日から令和十年八月三十一日まで

2 免許予定日

令和五年九月一日

3 申請期間

告示の日から二か月以内

三 縦覧期間

令和五年三月六日から同年三月十七日まで

四 縦覧場所

縦覧場所	電話番号
広島市中区基町一〇―五二二 広島県庁舎本館四階 広島海区漁業調整委員会事務局（県庁水産課）内	（〇八二二）五二三―五二七二
広島市中区基町一〇―五二二 広島県庁舎農林庁舎二階 西部農林水産事務所水産課内	（〇八二二）二二八―二二二二 内線五四二二

<p>呉市西中央一丁目三―二五 広島県呉庁舎第二庁舎六階 西部農林水産事務所水産第二課内</p>	<p>(〇八二三) 二二―五四〇〇 内線二五四一</p>
<p>福山市三吉町一丁目一一 広島県福山庁舎第一庁舎四階 東部農林水産事務所水産課内</p>	<p>(〇八四) 九二―一三二一 内線二五四一</p>